

秋田県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積 実測（ヘク タール）	保安林解除 面積実測 （ヘクター ル）	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	（大字）	字	地番	台帳 （平方メ ートル）	実測 （ヘクタ ール）				
秋田市		新屋町	砂奴寄	3番28	368	0.0368	0.0368	0.0368	飛砂の 防備	指定理 由の消 滅
秋田市		新屋町	砂奴寄	3番29	2,448	0.2448	0.2448	0.2448		
秋田市		新屋町	砂奴寄	3番30	1,944	0.1944	0.1944	0.1944		
秋田市		新屋町	砂奴寄	3番31	1,943	0.1943	0.1943	0.1943		
秋田市		新屋町	砂奴寄	3番32	469	0.0469	0.0469	0.0469		

（関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）